

地域医療支援病院の承認を頂きました

平成17年4月1日付けで、地域医療支援病院として県知事から名称使用の承認を受けることができました。今後、医療機関の機能分化と連携を図る観点から、医療機関相互の適切な機能分担機能連携を進めてまいり所存でございます。

今後とも、先生方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

院長 安藤 義孝

地域医療支援病院とは？

医療は、患者様の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医を地域における第1線の医療機関として位置づけるとともに、かかりつけ医を支援し、二次医療圏単位で地域の充実を図る病院として、平成10年度に地域医療支援病院の制度が設けられました。

地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用の実績などを通じて、かかりつけ医を支援する能力を備え、診療するにふさわしい構造設備を有するものを、県知事が承認することとなります。

地域医療支援病院の機能(承認要件)

①紹介患者に対する医療提供

他の医療機関から紹介された患者様に対し、医療を提供をしていること。紹介率が80%以上(紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合も含む)であること。

②設備などの共同利用

CTやMRIなどの共同利用など、他の医療機関の医師等が当院の設備等を利用できること。

③救急医療の提供

24時間体制で、救急医療を提供すること。

④地域医療従事者に対する研修の実施

地域の医師を含めた症例検討会など、地域の医療従事者の資質向上のため研修を開催すること。

病院品質管理大会についての様子



平成17年3月24日に病院品質管理大会を開催しました。

眼科における品質管理のあり方や、米国のカレン・サンダーのケアマップ[®]紹介など、海外研修の報告が行われました。

院内外の職員が60名ほど集まり、活発な意見交換が行われました。次回は、5月に予定をしています。

決定次第、ご連絡いたしますので、多数の参加をお待ちしています。